

広島県告示第二百二十八号

平成十五年広島県告示第千三百七十三号（広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中「八九〇円」を「九一〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六三〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二五〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一五〇円」に、「九五〇円」を「九七〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六四〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に、「七三〇円」を「七五〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「一、九三〇円」を「一、九八〇円」に改める。